

## 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）において、従業者等の転籍・退職等があった場合、本人の同意があるときは、その個人番号関係の事務を処理するため、使用者等が他の使用者等に対し、当該従業者等の特定個人情報の提供を可能とする旨の規定が、第19条第4号に追加された。

これに伴い、「世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」で引用される番号法第19条第10号が繰り下がることから規定の整備を図る必要があるため、「世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」を令和3年第3回区議会定例会に提案する。

### 2 改正内容

第1条及び第5条において引用する番号法の該当条項を、「法第19条第10号」から「法第19条第11号」へ変更する。

#### 改正後の番号法（抜粋）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（11）地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

### 3 新旧対照表 裏面のとおり

### 4 施行予定日 公布の日から

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月2日条例第36号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供について定めるとともに、世田谷区における特定個人情報ファイルの取扱いに関するセキュリティ対策の基本的な事項を定め、個人情報等の保護に資することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3第1欄に掲げる情報照会機関が、同表第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するとき及び法別表第2第1欄に掲げる区の機関が、当該区の機関以外の同表第3欄に掲げる区の機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる区の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月2日条例第36号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供について定めるとともに、世田谷区における特定個人情報ファイルの取扱いに関するセキュリティ対策の基本的な事項を定め、個人情報等の保護に資することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3第1欄に掲げる情報照会機関が、同表第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するとき及び法別表第2第1欄に掲げる区の機関が、当該区の機関以外の同表第3欄に掲げる区の機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる区の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>(以下略)</p>